

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊後大野市契約規則（平成17年豊後大野市規則第55号）第22条の規定に基づき公告する。

令和8年4月27日

豊後大野市長 川 野 文 敏

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか豊後大野市電子入札運用基準による。

第1 競争に付する事項

1	工 事 名	令和8年度 メンテナンス中津無礼合川線中津無礼橋旧橋撤去工事
2	工 事 場 所	豊後大野市清川町伏野
3	工 期	298日間 この工事は、【任意着手方式】の余裕期間制度の適用工事である。 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を任意着手方式で設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、様式-1により、工事の始期を通知すること。 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。なお、様式-1を含む、余裕期間に係る詳細については、「豊後大野市発注工事における余裕期間制度実施要領」によること。 実工事期間：工事の始期（工事開始日）から298日間 工事着手期限：契約締結日の翌日から起算して119日間の翌日 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、様式-2により監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、低入札価格調査等により、工事の終期が年度を跨ぐこととなった場合には、余裕期間は適用しない。 ※「豊後大野市発注工事における余裕期間制度実施要領」は、豊後大野市ホームページ内（ https://www.bungo-ohno.jp/categories/bunyabetsu/nyusatsu_keiyaku/kouji/ ）に掲載している。
4	工 事 概 要	延長 35.7m 幅員 3.6m 上部工撤去工 1式 下部工撤去工 1式 基礎撤去工 1式 付属物撤去工 1式 工事用道路工 1式
5	予 定 価 格	154,588,500円 (※予定価格×100/110=140,535,000円)
6	低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 (失 格 基 準 あり)	設定有

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から3のすべての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表において、(1)から(5)のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(1) 業 種	土木一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格および資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)を受けている者で、豊後大野市が発注する工事請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等(平成21年豊後大野市告示第54号)により、豊後大野市に競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
(2) 等 級	A等級に格付けされていること。	
(3) 許 可 区 分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号

2 配置予定技術者

次の表において、(1)から(3)のすべての要件を満たす主任(監理)技術者を専任で配置できること。

(1)	国家資格等	上記1の(1)の業種に係る建設業法第15条第2号の資格を有すること。
(2)	監理技術者資格等	上記1の(1)の業種に係る監理技術者資格証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。
(3)	雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3か月以上前に雇用された者であること。

ただし、配置予定技術者の兼務等は「別添 配置予定技術者の兼務等」を参照すること。

3 本店所在地等

次の表において、(1)の要件を満たしていること。

(1)	本店所在地	豊後大野市
-----	-------	-------

※ (1)本店=建設業法に基づく主たる営業所

第3 入札手続等

1	担当部局	豊後大野市 財政課 契約検査室 (豊後大野市役所 4階) 住所： 879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地 電話： 0974-22-1001 (内線2430)
2	設計図書の閲覧	
(1)	閲覧期間	自 令和8年4月28日 (火) 9時00分 至 令和8年5月22日 (金) 17時00分
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp)による。
3	公告等に対する質問	
(1)	受付期間	自 令和8年4月28日 (火) 9時00分 至 令和8年5月14日 (木) 17時00分 ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	豊後大野市 財政課 契約検査室 (豊後大野市役所 4階)
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ電送、持参、又は郵送(書留郵便に限る)のいずれかの方法で提出するものとする。(任意様式) ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。
4	上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。)	
(1)	質問者への回答	質問者の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日 至 令和8年5月21日 (木) 17時00分
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp)による。
5	競争参加資格証明資料(以下「証明資料等」という。)の提出	
		入札に参加する者は、下記のとおり証明資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。
(1)	提出期間	自 令和8年4月28日 (火) 9時00分 至 令和8年5月19日 (火) 17時00分 ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、豊後大野市 財政課 契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。 (提出期間は、(1)に同じ。※開庁日の開庁時間に限る。)
6	入札書の提出	
(1)	提出期間	自 令和8年5月20日 (水) 9時00分 至 令和8年5月22日 (金) 17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、 令和8年5月22日 (金) 17時00分 までに、 豊後大野市 財政課 契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は、原則として1回とする。

7 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

(1) 提出期間	自 令和8年5月20日 (水) 9時00分	
	至 令和8年5月22日 (金) 17時00分	
(2) 提出方法等	電子入札システムによる なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、 令和8年5月22日 (金) 17時00分 までに、 豊後大野市 財政課 契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。	

8 開札

(1) 予定日時	自 令和8年5月26日 (火) 10時00分	
(2) 場所	豊後大野市役所入札室 (豊後大野市役所 4 階)	
(3) 立会	開札の立会は、豊後大野市電子入札立会要領による。	

第4 入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の7による。)
2	作成方法、審査基準等は、入札金額内訳書取扱要領によること。
3	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。

第5 最低制限価格又は低入札調査基準価格

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

区 分	適用	備 考
1 最低制限価格		
2 低入札価格調査基準価格 (失格基準あり)	○	本件入札において、最高評価者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、豊後大野市低入札価格調査実施規程に基づき、低入札価格調査を実施する。(失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。) なお、低入札価格調査に先立ち、別添「低入札価格調査制度について」に留意し、別紙「低入札価格調査:提出書類様式1~5」により作成のうえ、提出すること。 ※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知から3日以内とする。 ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断する。

第6 証明資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第2の競争参加資格事項に留意のうえ、証明資料等を次のとおり作成し、提出すること。

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「証明資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明(評価)事項等	提出様式名	添付資料
1 表紙	別記様式1	—
2 配置予定技術者に対する評価及び要件等		
(1)保有する資格等	別記様式3	・免許等の写し ・監理技術者資格及び監理技術者講習修了証等の写し ・健康保険被保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等(他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。)
3 建設業法に基づく経営事項審査		
(1)有効な経営事項審査等	別記様式2	・直近の総合評定値通知書の写し

※1 添付資料については、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式(別記様式1、別記様式2)を提出しない場合(未記入及び様式が異なる等資格の内容が確認できない場合を含む)には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。

※3 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※4 証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。

※5 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限るものとし、PDF形式以外の形式(圧縮ファイル含む)で提出された場合は、入札を無効とする。

※6 提出された証明資料等は、競争参加資格の確認以外に使用しない。また、提出された証明資料等は返さない。

第7 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	豊後大野市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成17年豊後大野市告示第65号)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること。(会社更生法 の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	<p>本案件札に関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。)</p> <p>なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(i)資本関係</p> <p>①親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合</p> <p>②親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合</p> <p>③協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、市の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(ii)人的関係</p> <p>①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。</p> <p>・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。</p> <p>なお、個人にあつては事業主、市外に本店を有する者にあつて豊後大野市との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする、</p>

第8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争入札参加資格がないと認められた者は、第9の3(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、競争入札委員会の議を経たうえで書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、行うものとする。

第9 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	開札の立会い	(1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2) 詳細は「豊後大野市電子入札立会要領」による。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1) 競争参加資格の確認は、開札した後に行うものとする。 (2) 開札後は、落札者の決定を保留する。 (3) 入札終了後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした者のうち、最低価格者について審査し、最低価格者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち、次の最低価格者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。) (4) 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。 (5) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (6) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。ただし、最低価格者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 (7) (3)により落札者が決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。
4	入札の無効等	(1) 入札の無効の取り扱い 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、証明資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (2) 談合情報の取り扱い ① 談合の認定基準 談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未滿を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。 ② 談合があったと認定した場合の対応 公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、豊後大野市契約規則第28条第2号を適用し、当該入札を無効とし、一般競争入札の場合にあつては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。
5	支払い条件	(1) 各年度における請負代金の支払限度額 令和8年度 87,200,000円 令和9年度 契約額より前年度までの支払額を差し引いた額 契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。(ただし、予算の都合により変更の可能性あり。)
6	低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金及び前金払	低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては当該会計年度における出来高予定額の10分の2以内とする。
7	再苦情申立て	第8の2の通知を受理した者であつて、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、市長に対して再苦情の申立てをおこなうことができる。
8	その他	(1) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (2) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の2に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「証明資料等作成における注意事項」2の(2)により取り扱うものとする。 ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。 イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (3) 契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた場合(要領に基づく指名停止措置要件に該当する場合を含む。)において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。 (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合、(第7の2の場合は除く。)は本契約までの間に落札者が(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。 (5) 契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合、(第7の2の場合は除く。)は契約の解除を行うことができるものとする。 (6) 最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 また、(2)から(5)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (7) 豊後大野市契約規則第23条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格者を落札者とするところがある。 (8) 当該工事に係る下請負契約については、豊後大野市に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。 (9) 当該工事に係る工事事務用品及び用品等については、豊後大野市で調達するよう努めること。 (10) 当該工事請負契約の締結は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する市議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。

別添 配置予定技術者の兼務等

本工事の配置予定技術者の兼務等は下記の事項のとおり取り扱う。

兼務の該当の可否	各種事項により技術者の兼務を予定している場合は、該当の可否を公告等に対する質問の受付期間内に発注者へ確認してください。
----------	---

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置（※予定価格2億円未満の場合）

本案件は、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号による監理技術者」という。）及び監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）に係る対象工事です。

1 配置の取扱い	本工事で、専任特例2号による監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（10）の要件を全て満たさなければならない。	
	（1）	監理技術者補佐を専任で配置できること。
	（2）	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	（3）	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
	（4）	同一の専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものは、これら複数の工事を一の工事とみなす。
	（5）	専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、 豊後大野市内 の工事であること。
	（6）	専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行することができること。
	（7）	専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	（8）	監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。
	（9）	現場の安全管理体制にて、専任特例2号による監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。
	（10）	既発注工事等との兼務について、既発注工事等発注者と兼務ができる確認がとれていること。
2 提出書類	本工事に専任特例2号による監理技術者の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。	
	（1）	（別記様式1）「建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者の兼務届」
	（2）	専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格などの合格証など）
	（3）	専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し等）
	（4）	専任特例2号による監理技術者が兼務する工事のコリンズ（CORINS）の写し等
	（5）	上記第1（6）～（9）の要件を満たす業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）

別添

証明資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2	配置予定技術者に対する評価及び要件等	別記様式2	<p>第2の2に係る競争参加資格等について別記様式2に記載すること。 また、記載した事項について、競争参加資格が確認できるよう免許等の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付すること。 なお、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とする。</p> <p>①配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合 複数の候補技術者を記載した場合において、公告第2の2に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとする。記載した全ての技術者が配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。</p> <p>②同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。)なお、この場合の入札は無効扱いとする。 ただし、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p>
3	建設業法に基づく経営事項審査	別記様式2	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の総合評定値通知書の写しを提出すること。
	(1)有効な経営事項審査等	別記様式2	

競争参加資格証明資料の提出について

豊後大野市長 川野文敏 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

(電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可)

公告日: 令和8年4月27日

工事名: 令和8年度 メンテナンス中津無礼合川線中津無礼橋旧橋撤去工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

証明事項等 (公告第2に係る競争参加資格)	提出様式名	添付資料
1 企業に対する競争参加資格等		
-	-	-
2 配置予定技術者に対する競争参加資格等		
(1) 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 別記様式3	<input type="checkbox"/> ・免許(監理技術者資格者証)等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。) <input type="checkbox"/> ・その他()
3 本店等所在地		
(1) 建設業法に基づく本店の所在地	-	<input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・所在地変更 <input type="checkbox"/> ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し <input type="checkbox"/> ・その他()
4 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	<input type="checkbox"/> 別記様式2	<input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他()

※提出する様式名及び添付資料について、□に✓(又は■)を記入すること。〔「その他」の場合は、資料名称についても記入すること。〕

有効な経営事項審査を確認するため、直近の総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。

なお、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。

企業に対する競争参加資格等

会社名: _____

(1) 有効な経営事項審査等

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日:(令和 年 月 日)

②審査基準日:(令和 年 月 日)

(注1) 総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。
なお、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。

配置予定技術者に対する競争参加資格等

会社名: _____

(1) 配置予定技術者の資格等

公告に掲げる競争参加資格に留意のうえ、配置予定技術者の資格等について記載すること。

配置予定技術者の 氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:		氏名			生年月日	年 月 日	
			雇用年月日		年 月 日			
法令による資格・免許	資格	名称			取得年	年 月 日		登録番号
	監理技術者資格者証				取得年	年 月 日		登録番号
	監理技術者講習修了証				講習修了年月日	年 月 日		

【注意事項】

- 1 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。
- 2 資格については、確認できる検定試験合格証明書及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。

低入札価格調査制度について

◆この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に基づく落札者決定に当たっての例外方法の一つで、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者の決定を行うものです。

豊後大野市低入札価格調査実施規程(平成17年豊後大野市訓令第45号)に基づいて行います。

- (1) あらかじめ、低入札価格調査を行うときの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)及び失格基準を定めて入札を行います。
- (2) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した入札金額内訳書の提出が必要です。
- (3) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施します。
- (4) 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合があります。

◆入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意願います。

- (1) 調査の対象となった場合には、開札日から3日以内に、別に定める様式により所定の事項について資料を作成、提出していただき、事情聴取を実施します。
- (2) 調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断することがあります。
- (3) 「市の設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額」を下回る入札は、失格とする。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上分を含む
その他経費	74%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額

- (4) 次の場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断されます。

- ・ 実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの
- ・ 提出された「入札金額内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合
- ・ 下請発注予定部分における下請予定金額が、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定(不当に低い請負代金の禁止)に違反しない旨の説明がない場合

◆低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とします。また、前金払においては請負代金額の10分の2以内とします。

入札価格の根拠資料について(低入札価格調査)

様式番号	提出書類	根拠となる資料の具体例
1	入札価格理由書	
2	工事費内訳書	単価根拠資料(下請見積書等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
3-1	対象工事の場所の付近における手持ち工事の状況	間接費等の節減が可能となる工事 (CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-2	対象工事に関連する手持ち工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト縮減が可能となる工事(CORINSの工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-3	入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)	地図
3-4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
3-5	資材購入先及び購入先と入札者の関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
3-6	手持ち機械の状況	施工で使用する重機の車検証等
4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険証の写等
5	過去5年間に施工した公共工事实績	国、大分県及び豊後大野市発注工事 (CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
6	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図にすること ※法定福利費相当額を明示した下請見積書を添付すること。

※3-1、3-2、5で記載する対象工事の確認資料(CORINS工事カルテ等)は提出不要であるが、事情聴取時において内容確認する場合があるため、確認資料を会場に持参すること。

様式1

入札価格理由書

契約担当者 豊後大野市長 川野文敏 様

所在地

商号又は名称

代表者名



1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 入 札 金 額	
4 入札額決定理由	

様式3-3

入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)

商号又は名称 _____

- 1 事業所の所在地
- 2 資材置場の所在地
- 3 施 行 場 所
- 4 事業所・資材置場
と施工場所の距離

事業所・資材置場と施行場所の距離が確認できる図面(延長、位置等を記載すること)

詳細図

様式3-4

手持資材の状況

商号又は名称

品名	規格・型式	単位	数量	備考

様式3-5

資材購入先及び購入先と入札者との関係

商号又は名称

品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

(注)業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。

例:関連会社、協力会社、下請会社等

市内業者優先発注等について

豊後大野市では、かねてより建設工事の発注にあたりまして、本市経済の活性化及び市内業者（豊後大野市内に主たる営業所がある者）の育成・振興を図る観点から、できる限り市内業者に発注するよう努めております。

登録業者各位におかれましては、このような本市の考え方について、ご理解とご協力をいただき、本市発注工事を受注された際には、市内業者のより一層の受注機会の確保について、特段のご配慮を賜りたく、下記事項について十分努力されるようお願い申し上げます。

1. 本市発注工事の施工に際し、下請発注する場合は、市内業者を活用するよう努めて下さい。

2. 工事を下請発注する場合は、建設業法に従い適正な価格で請け負わせること、及び下請代金を適正な期間内に支払うこと等、下請契約及び下請代金支払の適正化に努めて下さい。

3. 施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、市内業者を活用するよう努めて下さい。